

●香川県告示第307号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成20年7月8日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	名 称	所 在 地
平成20年6月1日	クロダ歯科医院	観音寺市茂木町3丁目466番5
平成20年6月2日	クスリのユタカ田伏薬局	木田郡三木町鹿伏327番地1
平成20年6月2日	かんばら調剤薬局	仲多度郡多度津町京町5番46号
平成20年6月22日	京町薬局山北店	丸亀市山北町456番1
平成20年6月25日	おおつか内科医院	丸亀市山北町451番1